

事 務 連 絡
令和3年4月26日

市立小・中学校長
スポーツ振興課長

学校施設課長

新型コロナウイルス感染症に伴う学校施設の使用休止について

令和3年4月23日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及び東京都における緊急事態措置等において、人の流れを抑制するための措置として、4月25日から5月11日まで、運動施設等の休業や部活動の自粛の協力などが要請されており、この対応として、本市では、市内体育施設の利用制限を実施するとともに、市立中学校における部活動を中止することとなりました。

これに伴い、学校開放事業での校庭や体育館などの学校施設の使用につきましても、府中市立学校施設使用条例第5条1項4号の規定により、次のとおり休止することを教育委員会で決定いたしました。

つきましては、学校施設を使用する団体等への周知等よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。（※社会教育関係団体についてはスポーツ振興課より、学校関係団体（PTA団体等）については各小・中学校より周知をお願いいたします。）

なお、今後も国や都の動向や都内における感染状況等により、休止期間を延長する可能性がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

- 1 対象使用者
社会教育関係団体、学校関係団体
- 2 休止期間
令和3年4月26日（月）から5月11日（火）まで
- 3 その他

5月11日（火）以降については、感染状況や部活動の活動状況等を踏まえて判断し、改めてお知らせします。

【担当】 学校施設課 町井・遠藤
内線 2841・2842